



2017年5月22日

各位

会社名 セコム上信越株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 竹田 正弘  
 (コード：4342、東証第2部)  
 問合せ先 取締役 霜鳥 浩二  
 (TEL. 025-281-5000)

**(開示事項の経過・変更)**  
**簡易株式交換による連結子会社（セコム佐渡株式会社）の  
 完全子会社化に関するお知らせ**

当社は、2017年2月8日付でお知らせしました「簡易株式交換による連結子会社（セコム佐渡株式会社）の完全子会社化に関する基本合意のお知らせ」に基づき、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるセコム佐渡株式会社（以下「セコム佐渡」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結するとともに、未定となっておりました事項の確定及び一部変更について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、2017年6月13日開催予定のセコム佐渡第44期定時株主総会での本株式交換の承認を条件としております。

また、当社においては会社法第796条第2項の規定により、当社の株主総会の承認を得ることなく簡易株式交換として行う予定です。簡易株式交換であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本株式交換の目的

セコム佐渡（旧会社名「株式会社エスピーアラム佐渡」）は1974年の会社設立以来、新潟県佐渡市（旧佐渡郡）においてセキュリティサービスを提供してまいりました。1992年には同社の第三者割当増資を当社で引受け、現在は当社の連結子会社となっております。

同社はセコムグループの一員としてセキュリティサービスを提供してまいりましたが、セキュリティに対するニーズがより多様化、高度化する状況を見据え、迅速な意思決定や機動的なサービス提供を一層進めるため、このたびセコム佐渡を当社の完全子会社とすることを決定いたしました。今後は両社の経営資源をより一層有効的に活用していくことで、お客様ならびに当社株主の皆様のご期待に応えてまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（セコム佐渡）	2017年5月17日
取締役会決議日（当社）	2017年5月22日
本株式交換に係る株式交換契約締結日（両社）	2017年5月22日
本株式交換承認株主総会開催日（セコム佐渡）	2017年6月13日（予定）
本株式交換効力発生日	2017年7月1日（予定）

(注1) 本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。

(注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

## (2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、セコム佐渡を株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当社については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会の承認を得ることなく行います。セコム佐渡については、2017 年 6 月 13 日に開催予定の定時株主総会にて承認を得た上で、2017 年 7 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換においては、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載の方法で株式交換比率を算定し、下表のとおり当社普通株式を交付することに決定しました。

会社名	セコム上信越株式会社 (株式交換完全親会社)	セコム佐渡株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	68
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：61,200 株	

### ①本株式交換に係る割当ての比率

セコム佐渡普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 68 株を割当て交付します。ただし、当社が保有するセコム佐渡普通株式 1,450 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### ②本株式交換により交付する株式

当社普通株式 61,200 株

当社は本株式交換に際し、当社の保有する自己株式（2017 年 3 月 31 日現在・70,089 株）を充当する予定であり、新株の発行は行いません。

### ③単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じますが、その単元未満株式については取引所市場においては売却することができません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

②単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

※ただし②は、2017 年 6 月 23 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件にご利用いただけます。

## (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びセコム佐渡は、本株式交換に用いられる前項に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関として小泉税理士事務所（以下「小泉税理士事務所」といいます。）を選定しました。

当社及びセコム佐渡は、小泉税理士事務所が算定した結果及び助言を参考に、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案したうえで、交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2017年5月17日に開催されたセコム佐渡取締役会決議及び本日開催された当社取締役会決議に基づき、本日、両社間で本株式交換契約を締結しました。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

#### (2) 算定に関する事項

株式交換比率については、両社から独立した第三者機関である小泉税理士事務所（新潟県新潟市中央区）に依頼しました。同事務所は両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場会社である当社株式については、市場株価が存在していることから市場株価法により、当社の自己株式買付実施期間（2017年2月14日～3月8日）による影響を考慮して、算定日とした2017年3月31日の終値から1株あたり3,430円としました。

一方、非上場会社であるセコム佐渡の株価については、業績及び事業内容、ならびに前期に行われたセコム佐渡株式の売却の際に用いられた算定方法を考慮し、簿価純資産法を用いて1株あたり234,116円（算定日直近期末）としました。

両社の1株あたりの株式価値は以下のとおりとなります。

対象会社	採用手法	算定結果（円/株）	備考
当社	市場株価法	3,430	2017年3月31日終値
セコム佐渡	簿価純資産法	234,116	2016年3月31日

以上の結果に基づいた場合、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果 (当社を1とする)
当社	セコム佐渡	
市場株価法	簿価純資産法	1 : 68

(注) 株式交換比率は小数点第1位まで算出し、小数点以下を四捨五入しています。

小泉税理士事務所は、交換比率算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用されたそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

#### (3) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、当社がすでにセコム佐渡の発行済株式総数の61.7%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、本株式交換の実施にあたり、両社から独

立した第三者機関である小泉税理士事務所を選定し、株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として株式交換比率を決定しています。算定結果の概要につきましては、前項をご参照ください。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社はすでにセコム佐渡の議決権 61.7%を保有し、連結子会社に該当することから、本株式交換の実施に当たり、前項の措置をとることに加え、利益相反を回避するため次の措置を講じております。

セコム佐渡取締役のうち野沢慎吾氏は、当社の代表取締役会長を兼務しており、セコム佐渡と利益が相反する可能性が否定できないことから、セコム佐渡における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、本株式交換契約の締結を決議した 2017 年 5 月 17 日開催のセコム佐渡の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）の本議案の審議及び決議には参加していません。

また、本取締役会は欠席取締役 1 名を除くセコム佐渡の取締役 5 名及び監査役 1 名が出席し、本議案の審議及び決議に参加していない野沢慎吾氏を除く、出席した取締役 4 名が全員一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役は上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(2017 年 3 月 31 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	セコム上信越株式会社	セコム佐渡株式会社
(2) 所在地	新潟県新潟市中央区新光町 1 番地 10	新潟県佐渡市泉 1031 番地 5
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹田 正弘	代表取締役社長 神田 尚
(4) 事業内容	警備業	警備業
(5) 資本金	3,530 百万円	23,500 千円
(6) 設立年月日	1967 年 5 月 25 日	1974 年 7 月 9 日
(7) 発行済株式数	13,109,501 株	2,350 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	1,746 名 (連結)	23 名
(10) 主要取引先	(販売)官公庁、事業会社、一般家庭 (仕入)セコム株式会社	(販売)官公庁、事業会社、一般家庭 (仕入)セコム株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社第四銀行 株式会社大光銀行	株式会社第四銀行 佐渡農業協同組合
(12) 大株主及び持株比率	セコム株式会社 50.5% 株式会社/ザ・ワコーホレーション 6.5% 株式会社/ザ・ワリエーション 6.1% THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC 5.7% ACCOUNT セコム上信越社員持株会 3.7% MSCO CUSTOMER SECURITIES 2.7%	セコム上信越株式会社 61.7% 両津砕石協同組合 4.7% 渡辺産商株式会社 2.1% 遠藤建設株式会社 2.1% 個人株主 7 名 29.4%

(13) 当事会社間の関係						
資 本 関 係	当社は、セコム佐渡の普通株式 1,450 株（発行済株式総数の 61.7%）を保有しております。					
人 的 関 係	セコム佐渡の代表取締役 1 名を含む取締役 6 名のうち、代表取締役 1 名は当社従業員であり、2 名は当社の役員です。 また、当社の従業員 1 名がセコム佐渡の監査役に就任しております。					
取 引 関 係	当社はセコム佐渡との間で、「警備保障業務に関する技術援助契約」を締結しており、これにもとづく対価を受領しております。					
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	セコム佐渡は当社の連結子会社であり、当社とセコム佐渡は相互に関連当事者に該当します。					
(14) 最近 3 年間の経営成績（単位：百万円、特記したものを除く。）						
決算期	セコム上信越株式会社（連結）			セコム佐渡株式会社（単体）		
	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期
純 資 産	40,648	42,126	44,277	529	544	554
総 資 産	48,156	48,944	51,279	574	587	596
1 株当たり純資産（円）	3,046.69	3,158.97	3,342.00	225,372.21	231,725.68	236,163.77
売 上 高	22,910	23,282	23,643	238	242	239
営 業 利 益	4,258	4,545	4,515	27	30	26
経 常 利 益	4,371	4,628	4,568	26	29	23
親会社株主に帰属する 当期純利益（注）	2,682	2,956	3,058	17	20	16
1 株当たり当期純利益（円）	204.64	225.55	233.40	7,400.36	8,603.47	7,018.08
1 株当たり配当金（円）	65.00	75.00	80.00	2,250	2,580	2,105

(注) セコム佐渡株式会社については「当期純利益」の金額を表示しております。

#### 5. 本株式交換後の状況

本株式交換の効力発生後、両社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金の額、事業年度の末日について、変更はありません。

#### 6. 今後の見通し

セコム佐渡はすでに当社の連結子会社であるため、本株式交換による連結業績への影響は軽微であります。

以 上